

## 群馬県介護員養成研修事業者指定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県介護員養成研修実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第2項の規定に基づき、介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定等について必要な事項を定め、研修事業の円滑な実施を確保することを目的とする。

(事業者の要件)

第2条 事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 群馬県内に研修事業の拠点となる事務所があり、研修事業を統括できること。  
なお、事務所には、研修事業の拠点となる設備及び研修を適正に運営することができる人員を常駐させなければならない。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務能力を備えた人材を確保し、また安定した事業の運営が可能な財政基盤を有すること。
- (3) 原則として、法人格を有し、概ね1年以上研修以外の事業で安定した運営実績を持ち、研修事業の実施に支障がないと認められること。
- (4) 研修事業の会計処理を他の事業と明確に区分し、会計帳票・決算書類等研修事業の収支状況が明らかに分かるように書類整備ができること。
- (5) 研修事業に係る一連の書類を整備し、その管理を確実に行えること。
- (6) 法令及び県の定めるところにより当該研修を適切に実施し、県から研修に係る必要な指示・指導を受けた場合は、速やかに実行できること。
- (7) 本県及び他の都道府県において、過去3年以内に研修事業の取り消し等の処分を受けたことがないこと。
- (8) 次のいずれかに該当する者ではないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(事業者の指定申請)

第3条 事業者として知事の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、受講者の募集を開始する60日前までに、介護員養成研修事業者指定申請書（様式第1号）に下記の必要書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 研修計画（様式第1-1号）
- (2) 講師別担当科目一覧（様式第1-2号）
- (3) 講師履歴書（様式第1-3号）
- (4) 講師資格要件にかかる資格証の写し
- (5) 実習施設一覧（様式第1-4号）

- (6) 実習施設受入承諾書（様式第1－5号）
  - (7) 研修会場一覧（様式第1－6号）
  - (8) 学則
  - (9) 収支予算及び向こう2年間の財政計画（当該研修に係るもののみ）
  - (10) 申請者の事業概要・組織概要及び収支状況（直近の決算書、貸借対照表）・資産状況
  - (11) 定款、寄付行為その他の基本的約款の写し及び登記簿謄本
  - (12) その他知事が求める書類等
- 2 講義を通信の方法により、実施する場合は、上記に加え、次の書類を添付して知事に提出しなければならない。
- (1) 通信の方法により行う研修事業概要（様式第1－7号）
  - (2) 添削指導に係る教材資料、添削問題・回答
- 3 知事は、指定申請書を審査し、必要に応じて照会及び実地調査を行うものとする。
- 4 知事は、指定申請書の内容が適当でないとき、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、理由を付して申請を却下することができる。
- 5 知事は、申請内容を適当と認めるときは、事業者としての指定を行い、申請者に対し、その旨通知する。
- 6 知事は、不指定の決定を行ったときは、申請者に対し、理由を付してその旨通知する。

（複数の都道府県にわたる事業の指定事務の取扱い）

第4条 同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、本部や本校等主たる事業所と支所等の各事業所が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講者の募集も各々の都道府県下において行うなど、事業として別個のものと認められる場合は、各事業所の所在地の都道府県に指定申請を行わなければならない。

- 2 通信課程による研修事業等同一の事業者が、複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県に指定申請を行うものとする。

なお、「本部、本校等主たる事業所」とは、対面での実施、講師の確保、添削の実施等を主体的に行うことができ、通信課程に関する事務処理能力を主体的に有している事業所をいう。

（研修の指定申請）

第5条 事業者は、研修を実施するときは、受講者の募集を開始する30日前（第3条に規定する事業者の指定申請と併せて申請する場合にあつては60日前）までに、介護員養成研修指定申請書（様式第2号）に下記の必要書類を添付して知事に提出しなければならない。

なお、当該年度に2回以上の研修事業を実施する場合は、内容が確定しているものについては、原則としてまとめて申請しなければならない。

- (1) カリキュラム及び日程表（様式第2－1号）
- (2) 実習実施計画（様式第2－2号）
- (3) 当該年度の当該研修にかかる収支予算書
- (4) 修了証明書・修了証明書（携帯用）の様式
- (5) 筆記試験の問題
- (6) その他知事が求める書類等

2 講義を通信の方法により、実施する場合は上記に加え、次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 通信による研修事業実施計画（様式第2-3号）

3 知事は、指定申請書を審査し、必要に応じて照会及び実地調査を行うものとする。

4 知事は、申請内容が適当でないと認められるときは、事業者に対し必要な指示を行うことができる。

5 知事は、申請内容を適当と認めたときは、事業者に対し、介護員養成研修の指定を行い、その旨通知する。

6 知事は、不指定の決定を行ったときは、事業者に対し、理由を付してその旨通知する。

（学則の制定）

第6条 事業者は学則を設け、受講を希望する者に対して、最低限、次の事項を公開し、研修内容を明らかにしなければならない。

(1) 研修の目的・名称・課程

(2) 事業所の名称、所在地及び連絡先

(3) 研修（講義・演習・実習施設等実習先）実施場所

(4) 研修受講対象者

(5) 年間事業計画

(6) 受講手続き（募集要領等）

(7) 受講料（テキスト代及び実習費等が別途かかる場合は、それらの費用も明記すること）

(8) 研修カリキュラム

(9) 講師氏名

(10) 研修科目免除の取扱いとその手続き方法

(11) 研修修了の認定方法

(12) 遅刻・早退・欠席等があった場合の取扱い及び補講に関する負担費用等

(13) 研修受講において知り得た個人情報についての受講者の守秘義務

(14) その他、事業者が公表すべき情報の内訳（要綱第11条参照）

（事業者の変更）

第7条 事業者は、指定を受けた内容に変更が生じる場合には、変更を行う20日前までに介護員養成研修指定事業者変更届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出が必要な事項は、施行規則第22条の26に定める事項とする。

3 初任者課程の指定事業者が、生活援助課程の事業者として指定を受けようとする場合は、第1項の手続きによるものとする。

（研修の変更）

第8条 事業者は、指定を受けた研修の内容に変更が生じる場合には、変更を行う20日前までに（講師の急な都合等による変更の場合は速やかに）、介護員養成研修変更届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出が必要な事項は、次のとおりとする。

(1) カリキュラム及び日程表の変更

(2) 実習実施計画の変更

(3) 通信による研修事業実施計画の変更

(研修の中止)

第9条 事業者は、指定を受けた研修を中止した場合には、中止決定後10日以内に、介護員養成研修中止届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(研修の修了報告)

第10条 事業者は、当該年度内の研修修了者について、毎年度終了後60日以内に介護員養成研修修了報告書(様式第6号)に下記の必要書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 介護員養成研修修了者名簿(様式第3号)
- (2) 修了証明書及び修了証明書(携帯用)の写し

(研修事業の休止、再開、廃止)

第11条 事業者は、1か年度の間研修事業を休止する場合は、事業休止決定後10日以内に、介護員養成研修指定事業者休止届(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

- 2 事業者は、休止届提出後に研修事業を再開する場合は、事業再開決定後10日以内に、介護員養成研修指定事業者再開届(様式第7号)を知事に提出しなければならない。
- 3 事業者は、2か年度以上研修事業を実施しないことを決定した場合は、廃止決定後10日以内に、介護員養成研修指定事業者廃止届(様式第7号)を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、事業者から介護員養成研修指定申請書が2か年度以上提出されない場合は、研修事業を廃止したものとみなす。
- 5 第3条の事業者指定を受けた年度は、第3項及び第4項の算定期間に含まない。

(事業者指定の取消し)

第12条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、施行令第3条第3項の規定に基づき、事業者指定を取り消すことができる。

- (1) 研修の申請内容に虚偽があったとき。
  - (2) 指定を受けずに研修を行ったとき。
  - (3) 研修の実施内容が、政令、省令、告示、通知及び要綱の規定に違反したとき。
  - (4) 知事が研修に関して情報の提供、研修内容の変更その他必要な指示を行ったにもかかわらず、その指示に従わないとき。
  - (5) 研修事業の実施において不正が認められたとき。
  - (6) 第2条第8項のいずれかに該当する者であると認められたに掲げる事業者の要件を満たさないと認められたとき。
- 2 知事は前項に定める指定の取消しを行う場合においては、当該事業者に弁明の機会を与えるため、聴聞を行う。

(調査及び協力等)

第13条 知事は、必要と認める場合は、事業者に対し照会し、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

- 2 知事は、研修の実施内容が適当でないと判断したときは、事業者に対し、必要な指示を行うことができる。
- 3 事業者は、知事が報告を求め、あるいは調査を行う場合はこれに協力しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、事業者の指定について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 1 月 28 日から施行する。
- 2 「群馬県介護職員初任者研修事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）」、「群馬県介護職員初任者研修課程研修事業における指定及び実施基準」（以下「旧実施基準」）は、廃止する。ただし、この要領の施行前に旧要綱及び旧実施基準により指定された、若しくは申請中の事業者及び研修については、この要領により指定若しくは申請されたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。